

(趣旨)

第1条 この規則は、中川村キャンプ場条例(昭和49年条例第40号。以下「条例」という。)の規定に基づき、キャンプ場の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び運営)

第2条 条例第3条の規定によるキャンプ場の指定管理者は、善良な管理に努めるとともに、特に重要な事項については、村長に報告又は協議しなければならない。

(キャンセル料)

第3条 利用者が利用の許可を受けた施設を利用しなかったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額のキャンセル料を徴収することができる。ただし、災害その他の不可抗力により利用できない場合及び公用又は管理上の都合により利用の許可を取り消した場合は、キャンセル料を徴収しない。

(1) 利用の日の7日前の日から前日までに利用しない旨の申出をした場合 申出をした施設の利用料の5割以内

(2) 利用予定日に利用しない旨の申出又は利用しなかった場合 利用料の10割以内

(遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

(1) 使用上の注意事項に従うこと。

(2) キャンプ場の備品等を損傷又は滅失したときは、速やかにその旨を指定管理者を経て村長に申し出てその指示を受けること。

(補則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則(平成18年3月24日規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年6月17日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。